

令和3年度
東京都福祉のまちづくり事業者団体等
連絡協議会

令和3年11月24日

(午後1時34分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、お待たせして申し訳ございません。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和3年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。私は、本日事務局を担当いたします、福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、事前に紙でお送りさせていただいております配付資料について、ご説明いたします。最初に会議次第がございまして、そちらに資料の一覧が出てございます。資料1から資料7まで。それから、参考資料が1から2となっております。恐れ入りますが、委員の方々のご紹介につきましては、参考資料1、委員名簿の配付をもって代えさせていただきます。

次に、本日の委員のご参加状況についてご報告させていただきます。本日、ご参加いただいている委員の方を読み上げます。

東京都建築士事務所協会、前川委員。日本道路建設業協会、増田委員。東京建設業協会、奥委員。それから、東日本旅客鉄道株式会社東京支社、浅川委員については、ちょっと参加が今、遅れている状況でございます。日本民営鉄道協会、西尾委員。全国銀行協会、諏訪委員。日本百貨店協会、高橋委員。東京都興行生活衛生同業組合、野口委員。アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員。日本労働組合総連合会東京都連合会、真島委員。

以上、10名の委員の方にご参加いただく予定でございます。

また、東京ハイヤー・タクシー協会の門井委員の代理としまして、業務部長の小池様にご参加をいただいております。

次に、東京都の出席者をご紹介させていただきます。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしく申し上げます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、東京都の庁内の関係局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命されておまして、本日出席をしております。

では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長の高橋から一言ご挨拶を申し上げます。

○高橋生活福祉部長 ただいまご紹介にあずかりました、生活福祉部長の高橋でございます。本日はご多忙の中、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都では、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、それに併せまして本連絡協議会を設置いたしました。それ以降、約四半世紀にわたり本連絡協議会との意見交換を

踏まえながら、福祉のまちづくりに関わる様々な施策を展開してまいりました。これまでに都内の鉄道、路線バスなどの公共交通や道路、建築物、公園などのハード面のバリアフリー化は着実に進展し、情報や心のバリアフリーなど、ソフト面の取組も進んでまいりました。

今回は、本連絡協議会が第13期となりまして、初の協議会でございます。今回は議事の(2)にありますとおり、都として公共トイレの整備の新たな方向性をお示したいと考えております。トイレにつきましては、国は昨年のバリアフリー法の改正に伴い、本年3月に国の建築設計標準を改正いたしました。本改正は、トイレの表示は多機能、多目的など誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム等で表示するものでございます。これに合わせまして、私ども東京都も福祉のまちづくり条例施行規則を改正し、だれでもトイレという名称を削除いたしました。後ほど詳しく説明がございましたが、事業団体の皆様におかれましては、ご所属の事業者の皆様へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、トイレの施設管理に関するハンドブックの作成を予定しております。委員の皆様方より、各業界団体の代表者としてのお立場からご意見を伺えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくに当たりましては、何より事業者の皆様のお力添えをいただきながら進めていくことが大変重要と考えております。東京2020大会に向けては、競技会場周辺、鉄道駅、宿泊施設などを中心にハード、ソフト両面からバリアフリー化が大きく進展いたしました。これをレガシーとして発展させ、誰もが住みやすく、訪れやすいユニバーサルデザインの先進都市東京を実現するためには、事業者の皆様をはじめ、都民や区市町村と手を携え、一層の施策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、これをもって私の挨拶と代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、議事に入ります前に幾つか注意事項を申し上げます。まず、この会議につきましては公開となっております。本日、傍聴の方がいらっしゃいます。また、あわせて会議の議事録につきましては後日、東京都ホームページで公開をいたします。

本日の会議につきましては、オンライン方式にて開催をしております。オンラインでご参加いただくに当たって、委員の皆様にご注意いただきたい点を申し上げます。

まず、本日イヤホン、またはヘッドフォンをご用意いただける方は着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえてしまう可能性がございます。

また発言の際は、事前に利用マニュアルにおいてご案内しておりますWebexアプリの挙手機能をご使用いただくほか、画面上で挙手をしていただいても結構でございます。

最後に、音声が聞こえないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択していただいてメッセージを送信していただければと思います。もしメッセージが送信できない場合は、事務局の馬場のメールアドレス宛にメールをお送りいただければと思います。

それでは、会議のほうに入らせていただきます。

まず初めに、今回第13期の最初の協議会ということでございますので、会長の選任から入らせていただきたいと思います。参考資料の2にございます、本協議会の設置要綱第5の第1項によりまして、委員の互選で会長を置くことが決められております。どなたか立候補、ないしご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、日本百貨店協会の高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。日本百貨店協会、高橋でございます。

私は、第12期の会長を務められました、東京都建築士事務所協会の前川委員に引き続き、今年度もお引き受けいただければと思います。いかがでございましょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 高橋委員、ご推薦ありがとうございます。

委員の皆様、ただいま高橋委員より前川委員というご提案がございましたが、いかがでしょうか。ご意見がありましたら挙手ボタンでも、画面上で手を丸としていただいても結構ですので、お知らせいただければ助かります。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

○田中福祉のまちづくり担当課長 ご協力ありがとうございます。それでは、異議なしということでよろしいでしょうかね。

それでは、ご承認をいただきましたので、前川委員に第13期の本協議会会長をお願いしたいと存じます。早速ではございますが、前川会長から一言、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○前川会長 東京都建築士事務所協会の専務理事をいたしております、前川と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま皆様からご推挙を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。拙い進行で第12期におきましては、皆様にもいろいろ手助けをいただきましてありがとうございました。引き続き、本日ご推挙いただきましたので、誠に僭越ながら引き受けさせていただきます。

これより議事を進めさせていただきますが、今期におきましても皆様のご協力をよろしくお願いいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 前川会長、ありがとうございます。それでは、これより先の進行につきましては前川会長にお願いをいたします。

○前川会長 それでは、議事に入りたいと存じます。お手元の次第の3、議事に沿って進めてまいります。

議事(1)から(3)について事務局から説明をいただき、それぞれの議事について質疑応答を挟む形で行いたいと存じます。

それでは、最初に(1)都におけるバリアフリー化の進捗状況について、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。画面でも共有をさせていただきます。こちら、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況ということで資料をまとめさせていただいております。

都では、2019年度から2023年度までの計画期間として、東京都福祉のまちづくり推進計画を策定しております。その推進計画の中にバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する事業、120事業を掲載いたしまして、目標を掲げるとともに、毎年進捗状況について関係局で協議をしまして、行政評価を行ってございます。今年度につきましては、昨年度末、令和2年度末までの進捗状況ということで状況をまとめてございます。

資料1が2枚ございまして、1枚目が主にハード面の取組、2枚目がソフト面の取組というふうになってございます。まず、1枚目のハード面の取組でございます。左上のところからご説明させていただきます。鉄道駅の取組でございます。エレベーターの整備、つまりは各ホームから駅の出入口まで段差がなく移動できるルート、これを整備いただくということで進めていただいております、昨年度末97%までいってございます。

その右横でございまして、鉄道駅の中のだれでもトイレということで車椅子の方が使えたりですとか、オストメイト、乳幼児連れの方がお使いになる設備を設けていただくといった、だれでもトイレの整備につきましても、昨年度末で97%までたどり着いてございます。

それから、エレベーターの下でございまして、ホームドア、あるいは可動式ホーム柵についてでございます。こちらも鉄道会社さんのご協力をいただきまして、主にはオリパラの会場周辺ですとか、空港へのアクセス駅、こういったところを中心に約半分程度、速報値でございまして、整備が進んでございます。

その次に下側に行きまして、道路でございまして。都道のバリアフリー化につきましては、建設局を中心にオリパラの会場ですとか、観光施設周辺を中心に段差の解消ですとか、あるいは勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを進めてきておりまして、これだけの距離について進んでございます。

その左横でございまして、エスコートゾーンということで、こちら交通安全施

設ということで警視庁の管轄でございますけれども、横断歩道などで視覚障害者の方が逸脱をしてしまうおそれがあるような場所を中心に整備を進めてございます。

それから、都道の無電柱化につきましては、こちら景観の観点ですとか防災の観点、いろいろな効能があるかと思っておりますけれども、当然無電柱化をすると道路の幅が広がりますので、バリアフリー化にも資するということですが、こちら環状七号線など、半分程度進めてございます。

それから、続いて公共交通の車両でございますけれども、ユニバーサルデザインタクシー、こちら協会さんのご尽力もいただきまして、令和2年度末までに1万2,000台という目標を掲げていたんですが、そちらを達成することができております。

それから、その上でございますけれどもノンステップバスということで、こちらも民営のバス、交通局のバス、全部合わせまして大体96%ぐらいまでノンステップバスになっているところまで来てございます。

それから、ノンステップバスの上ですが、今度建築物になりますけれども、宿泊施設のバリアフリー化ということで、こちら産業労働局のほうで補助をさせていただいておりますが、車椅子利用者用客室、あるいはバリアフリー条例でバリアフリー基準を満たした一般の客室、こういったものの整備を精力的に進めていただいたということでございます。

それから、その左横でオリパラの競技会場を中心ということでございますけれども、車椅子客席を設けまして、さらに前列の方が立ち上がっても視線が確保できるようにサイトラインを確保というところを整備してございます。

ハード面の取組についてのご紹介は以上でございます。

続きまして、2枚目のソフト面の資料をご覧ください。

左側は、情報バリアフリーの取組ということでございます。左上のだけれどもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化というところは、福祉保健局で進めさせていただいております。都立施設と区市町村の施設、それから鉄道駅の方々にもご協力をいただきまして、各施設に設置しました、だけれどもトイレのバリアフリー情報をオープンデータということで東京都のデータカタログサイトに掲載をしております。こちらのオープンデータを基に、民間会社さん等に開発をさせていただいて、アプリなどを当事者の方が扱っていただくということを想定してございます。

それから、その右横でございますけれども、バリアフリーマップということで、こちらは主に区市町村の方々に地域のバリアフリー設備を地図に落とし込むということを行っていただいております。都としましては、そちらに財政支援をしている形になってございます。区市町村のほうでは、こちら作られて、紙ベースで住民の方に配布をいただいたりですとか、ホームページに掲載をしているという状況でございます。

真ん中がとうきょうユニバーサルデザインナビということで、後ほどまたご紹介させていただきますが、外出のときに必要となるエレベーターとかトイレなどのバリアフリー

一設備について集約をしたポータルサイトというものを運営してございます。

その下も、後ほどまたご紹介させていただきますけれども、聴覚障害者のコミュニケーション支援ということで、タブレット端末を都庁舎などで貸出を行っております。

それから、右側が心のバリアフリーの取組でございます。まずユニバーサルデザイン学習ということで、こちら学校などで当事者の方を講師に招いて、体験をしたりですとかという事業を行った場合に、そちらに対して財政支援をさせていただくというものでございます。こちらも着実に進んでございます。

その下でございますけれども、高齢者・障害者などの当事者参加ということで、オリパラの競技会場につきましても新国立競技場ですとか、同様の施設について、設計段階で当事者の方にご参加をいただいて、様々な意見を反映して整備をしたということがございますけれども、地域の中でも様々な施設、既存施設も含めて、当事者の方に点検をしていただいて、可能な整備をするといった取組を行っていただいているところはたくさんございますので、そういった区市町村に対して支援をさせていただいているところでございます。やはり、この当事者の参加により、様々な意見を整備に反映していくというところはオリパラのレガシーにもつながっていく部分ではないかなと考えております。

その下が都民への普及啓発ということでございますけれども、ポスターコンクールということで児童、生徒の方々にポスターを募集して、心のバリアフリーをテーマに毎年表彰をさせていただいております。

それから、駐車場の3.5メートル以上の区画を必要な人のために空けていこうといったキャンペーンもございます。こちらもちよっと後ほどご説明をさせていただきます。

また、ヘルプマークにつきましては内部障害者をはじめ、周囲の方に配慮を、分かってもらうというものですけれども、普及が進んでおりますけれども、引き続き普及に努めていくという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、現状、都におけるバリアフリー化の進捗状況についてのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○前川会長 ありがとうございます。

ただいま、議事（1）について事務局より説明していただきました。それでは、議事（1）についてご意見、ご質問がある方はお願いたします。本日ウェブの方が多うございますので、所属と氏名をまずご発声をいただいてから、ご意見、ご質問をお願いたします。いかがでございましょうか。

日本道路建設業協会の増田様、挙手いただいておりますけれども、ご意見、ご質問をお願いたします。増田様、よろしくお願いたします。

○増田委員 よろしいでしょうか。聞こえますでしょうか。

○前川会長 はい、聞こえております。

○増田委員 バリアフリーのハード面の主な進捗状況ですので、もうこれはこれが事実な

んですけれども、今後可能であればということですが、特に無電柱化のところですね。これについては、東京都さんがコントロールブルということで、都道について示されている訳ですが、道路利用者にとっては道路管理者による違いは関係ありませんので、国道や、道路延長の大半を占める区道も含めた推進状況を示す方が、国民、都民の実感に合うと思います。

○前川会長 増田様、申し訳ございません。若干聞き取りにくうございますので、もう一度ご発言をいただけますでしょうか。増田様。

○増田委員 分かりました。じゃあ、短めに。電線地中化について、東京都道だけではなくて国道や区道も含めた状況を、もし今後お出しいただければ、道路利用者の立場から非常に有効な実感に合う情報になると思います。可能であれば結構です。

○前川会長 事務局の方、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

区道の部分についての無電柱化などの状況について情報提供ということですが、そちら、関係の部署のほうにお伝えをさせていただきまして、対応検討させていただきます。

○前川会長 田中課長、ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見ございましょうか。

○増田委員 よろしくをお願いします。

○前川会長 申し訳ございません。ほかにご意見、ご質問ございましょうか。どなたかお手を挙げていらっしゃる方いらっしゃいますか。

(なし)

○前川会長 ご意見、ご質問は今の増田様だけで、ないようでございますので、議事を進行させていただきます。

続きまして、(2)の公共トイレの整備の新たな方向性についてでございますが、こちらは本日のメインテーマということになるかと思っております。事務局からも、ぜひ皆様のご意見をいただきたいということでございますので、ご意見、ご感想などありましたら、後ほどお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。資料がちょっと多岐にわたり申し訳ございませんが、資料2-幾つという束が本議事の関係の資料になってございます。

まず、最初に国の動きからご説明させていただきますが、資料2-1をご覧くださいればと思います。最近の国のほうの動きということで、国の資料を抜粋したものでございます。

令和2年にバリアフリー法が改正をされました。この法改正の中で行われたこととしましては、障害者トイレに限らないんですけれども、その施設の適正な利用、その管理という観点で整備だけではなくて、しっかり真に必要な方がその設備を使えるように、適正な利用ということをやってくださいということは、国、地方公共団体、国民、施設

設置管理者の責務という形で位置づけられています。

次に、トイレに関してですけれども、共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究というものが、令和2年度末まで行われてございます。その調査研究の中で様々な検討がされまして、多様な利用者の方がいらっしゃいますので、多様な利用者に配慮したトイレ整備の在り方。それから、バリアフリー法にもあります、適正な利用の推進。この取組方針について検討がなされております。この調査研究の結果も踏まえて、令和3年3月に建築設計標準が改正されてございます。

調査研究の概要につきましては右側でございますけれども、車椅子の方が使われる広い便房ですね。だれでもトイレと言ったり、多機能トイレと言ったりしているかと思えますけれども、ここにやはりいろいろな方の利用が集中したりといった問題がございますので、機能分散を図ろうということで、例えば、乳幼児の方のベビーチェアとかベビーベッド、オストメイトの水洗器具、こういったものを一般トイレの中に設置するとか、あとは施設全体でのバランスを考えると、周りの公共施設との連携を取るといったことが考え方として示されてございます。

また、近年の状況によって多様な利用者の特性が出てきていますので、そういうものに対応しようということで、電動車椅子もだんだん大型のものになってきておりますので、その大型の電動車椅子でも利用できるような広さが必要ではないか。それから、高齢者ですとか知的障害者、発達障害者の方、介助者の方などからのニーズとしては、おむつ交換ができるような大型ベッド、こちらを設置してもらえるとありがたいというような声もございますので、そういったところへの対応についても触れられてございます。

また、高齢化社会がどんどん進行していくということで、異性介助というところも障害者だけではなくて高齢者の部分でも機会が多くなってきておりますので、車椅子が入れるほど広くなくていいんですけども、そういう異性介助の視点も踏まえて、男女共用トイレが必要なんじゃないかといったことが求められてございます。

それから、次の(3)につきましては情報発信についてですけれども、やはり多様な利用者の方が必要とする設備、機能というのは、ハード面で設けられたとすると、今度それがどこにあるのかということが利用者に伝わらないと、ちゃんと使ってもらえないということがございますので、外出の前にウェブサイトで調べる方用に事前情報を提供するということですか、あとトイレの場所が実際にあるところにつきましても、その案内図などでトイレの位置、設備の情報提供をすべきじゃないかということですね。

それから、(4)が適正利用の推進に向けた広報、教育の充実ということで、便房の対象を明確化して、ピクトグラムで明示するですか、ピクトグラムで対象とならない方はなるべく使わないようにというところの、その適正利用の広報啓発、こういったものが研究の報告書の中にまとめられてございます。

次に、資料2-1の2枚目でございますけれども、建築設計標準の改正概要ということでございます。左側、ハード面で、車椅子の方が使われるときに今まで直径150c

m以上としていたものが、床面積2,000㎡以上のところについてはライニングなどの設備が設置されることも考えて、車椅子の大型化なども踏まえて、直径180cm以上というように変わったという内容になってございます。

右側が、多機能便所の機能分散、あるいは個別機能の便所の適正利用、案内表示の追加ということで、国のほうとしては高齢者、障害者等が利用する各種便所、つまりはオストメイトであってもベビーチェアであっても、何らかのバリアフリーの設備がある場合は、それらを含めてバリアフリートイレというふうに位置づけるという言い方をしております。ですので、今までみたいに車椅子の方が使うだけでもトイレだけをバリアフリートイレというわけじゃなくて、一般便所のほうにも入っている設備なども含めてバリアフリートイレということで、総称としてこういう言い方をしております。

バリアフリートイレの表示につきましては、誰でも使用できるような名称ではなくて、ピクトグラムだけで表示すると。利用対象者が明確になるように表示する工夫を行うといったことが設計標準の中に落とし込まれてございます。

以上が、この間の国の動きでございます。

続きまして、資料2-2以降が東京都としての取組でございます。まず資料2-2が、公共トイレの整備の新たな方向性についてということでございます。

左側、現状が書かれてございますけれども、都としましては、やはりだれでもトイレという言い方をずっと今までしてきております。平成7年に福祉のまちづくり条例ができて、そのとき以降、都の整備基準としまして、誰もが円滑に利用できる便所をだれでもトイレというふうに規定しております。

これは、条例制定の前までは、車椅子対応トイレという言い方をしていたんですけれども、なかなか車椅子の方しか使えないという印象もあり、なかなか広まらないですとか、あと不適正利用、ほかの方が使ってしまうことを防ぐために鍵をつけるというようなことで、今度はその車椅子の方も、その鍵を一々施設の方に開けてもらわなきゃいけないので、いろいろな意味でなかなか進みにくかったというところがございまして、やはり多機能トイレということで整備すべきじゃないんじゃないかというような意見がございまして、それを元に東京都独自にだれでもトイレということで推進をしてまいりました。

そのこともあり、またその施設の設置管理者の方々のご協力もあり、かなり今、社会の中ではだれでもトイレが広がりましたけれども、この間、やはりオストメイトの設備ですとか、乳幼児連れの設備というところも全てだれでもトイレと一緒に整備するという事例が非常に多くございましたので、今度、利用者さん同士で競合がするという状況が生まれてきてございます。また、一部報告を受けているところでは着替えだとか、食事、休憩、喫煙などに使われる例も出ているということも聞いてございます。

そのような状況ですとか、国の様々な動きを踏まえまして、都としても今後、公共トイレについては新たな方向性を打ち出そうということで示したものがこちらになります。

真に利用が必要な人が使えるようにするため、一つのトイレへの機能集中から、複数のトイレの機能を分散すると。個別機能については、誰でも使えるような表示はやめて、ピクトグラムで分かりやすく表示する。このことによってトイレ全体でユニバーサルデザインを推進していこうというところに舵を切ったところでございます。

具体的な展開につきましては右側でございます。令和3年度、まず着手することということで、一連のこれらの取組をやはり効果的、一体的に進めるためには何らかのキャッチフレーズが必要ではないかということで、知事まで上げまして決めたフレーズとして、「変わります とうきょうのトイレ～ひとりひとりのために」というようなことをキャッチフレーズにして進めようということになってございます。

具体的な取組としては、今年度は三つ掲げてございます。

①がトイレの整備・適正利用のハンドブックということで、主に施設管理をしていただく方々用のハンドブックということで考えてございます。機能分散とか表示などに関する好事例、その適正利用で効果的なメッセージを出している事例とか、そういうものを盛り込んでハンドブックを作りまして、それを事業者の皆さんにお配りをして、ぜひ参考にしていただきたいというものでございます。後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

②が福祉のまちづくり条例の施行規則の改正ということでございます。今までだれでもトイレという名称が条例の規則上ありましたので、その名称は削除すると。今後につきましては、そのトイレに備わっている機能、設備についてピクトグラムで分かりやすく表示するという改正を行っております。こちらも後ほど資料がございます。

③としましては、区市町村への財政支援ということで、やはりだれでもトイレという言葉をやめたりとか、ピクトグラムの表示をするというところで直ちに、やはり区市町村の施設については対応していただく必要がございますので、こちらは財政支援を進めているところでございます。

四つ目に、今後のスケジュールといたしまして、条例の施行規則の改正については10月の末に公布をしまして、周知期間を設けて来年4月より施行と予定してございます。ハンドブックにつきましては年度内、何とか策定をしまして、お配りをさせていただきたいと考えております。

続きまして、条例の施行規則の改正についてが資料の2-3ですね。申し上げたとおり、10月末公布、来年4月施行となっております。

経緯につきましては、ちょっと重複いたしますので省かせていただきます。

2、改正概要というところをご覧いただければと思うんですけども、トイレの各機能を真に利用が必要な方が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設、それぞれの出入口の表示で「だれでもが利用できる旨を表示」という文言が今まであったんですが、こちら「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」という形に改めてございます。

ハードの基準については今までどおり、車椅子使用者用便房、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド、こちらは一定規模以上ですけれども、それぞれ1以上設けるという規定については今までと変わりません。

また、車椅子使用者用便房という言葉は便宜上、規則の中で用いているんですが、これがイコール、車椅子使用者に利用を限定されるということではなくて、あくまでも車椅子の方が使える便房ということで、こういう名称にしておりますので、利用者の方への発信というのは別物になるというふうに考えていただければと思います。

具体的な条文で該当するところの新旧対照表をつけてございます。1枚目の下にあるのが建築物についてですね。右側が「だれでもが利用できる旨を表示」としていたものを、左側に「車椅子使用者用便房及び便所の出入口」という形に変えてございます。

2枚目に行きまして、公園、それから公共交通施設についても同様の改正となっております。

こちら、こういう規則を改正したということで都のホームページ等でも掲載はしているんですが、できるだけ早く皆さんに周知いただくというところで、協議会の委員の皆様には周知にご協力をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、トイレの整備・適正利用ハンドブック（仮称）の資料が、資料2-4になります。こちらのハンドブックにつきましては、検討会を設置しまして、当事者の方の観点、あるいは専門的な観点ということを入れて検討を進めている状況でございます。

学識経験者としてしましては、高橋儀平先生に座長を務めていただきまして、ほかにも参加していただいております。障害当事者の方については肢体・聴覚・視覚、それぞれの団体の方に参加をいただいております。

それから事業者の立場で、このハンドブックで推奨すべき事例というとまた観点が違いますので、こちらについては前川会長の建築士事務所協会さんから委員をご推薦いただいて、ご参加いただいております。それから、行政というようなメンバーで進めております。今年度中に3回ほど開催をしまして、その中で中身を決めていくということで進めてございます。

2がハンドブックの構成ということでございます。基本的な考え方については、多様な利用者が同時に使えるように機能分散を図って、個別の機能を表示するというものでございます。

事例ということで、まず機能分散を図った事例というところでは、車椅子使用者用便房の中には、今までいろんな機能が入ってございましたけれども、できるだけ独立して設けると。

それから、車椅子使用者用便房とは別に異性介助、あるいは性的少数者の方々に配慮して男女共用便房というのを別途設ける。

それから、オストメイト、乳幼児用設備等は一般便房に分散させるといったところで、これもちよっとどういった事例を、どの程度のトーンでご紹介するかというところはま

だ検討中ですので、あくまでもイメージということでご承知いただければと思います。

それから、3が情報発信の事例ということでピクトグラムのみで各便房で掲示した例で、それからお年寄りなどが操作方法を迷ったりしないようにイラストを活用したりですとか、文字で分かりやすくしたりとか、そういう分かりやすい操作方法、利用方法を掲示している例。

あるいは、視覚障害者への配慮ということで音声案内をしているトイレがほとんどかと思いますがけれども、そのアナウンスの内容もいろいろ工夫をされているかと思いますが、よい工夫をされているような事例があれば、ぜひ載せたいと考えております。また、そのトイレが混んでいて使えない場合に近隣のトイレに行きますけれども、その近隣のトイレの情報も合わせてそこで発信しているとか、そういった事例もぜひ集めたいなと思っています。

あとは、その適正利用に向けて普及啓発を工夫している例といったものをご紹介しますので、いただきたいと思います。

あとここには書いてございませんけれども、利用者の方に幅広く意見を聞いておりますので、ふだんどういふ困り事があるか、トイレに関してどういふ困り事があるかということをご紹介するようなページも設けたいと考えております。

下に行きまして、左側が利用者のアンケートということで、こちら各利用者さんのアンケートですとか、あとさらに深堀りしたいときにヒアリングということを実施しております。認知症の関連団体ですとか、あと男女共用トイレなどを使うニーズがあると思われる性的少数者の団体、それから乳幼児設備などを使われる子育ての団体、車椅子のトイレを使われる肢体不自由者の団体、それから様々な情報発信が必要であると思われる聴覚、視覚の団体、それからオストメイト設備を使われるオストメイトの団体、内部障害の団体、発達・知的の団体、精神の団体、様々な団体に今アンケートを採っているところがございます。その方々の困り事というのを、うまく反映した事例がご紹介できればと思っています。

その次、好事例調査というところで、まさしく本協議会の委員の方々に、ぜひこの事例のご推薦にご協力をいただきたいと思いますと考えております。このハンドブックの中でご紹介した事例というのは、先ほど簡単に申し上げましたけれども、ちょっと何をいい事例と捉えるかというところ、人によって大分違う局面でございますけれども、一言言えるものとしては、近年整備されたトイレの事例の中で、特定のトイレの利用集中ですとか利用者の困り事、解消されるような取組ということで、ちょっと抽象的ではございますけれども、こういう取組が行われるものを少しでも多くご紹介したいと考えております。

本協議会以外には当事者団体ですとか、区市町村など様々なところに好事例をご紹介しますので、いただきたいと思います。

依頼文の案を資料2-5ということでご用意させていただいております。

本日ご意見いただいてそれを反映した上で、また後日メール等にて補足をさせていただ

だく予定ですけれども、二つ協力のご依頼ということで先ほどの条例の施行規則の改正の周知。もう一点が、このハンドブックの取組事例のご紹介ということでございます。リード文のところは先ほどご説明したとおりですので、割愛させていただきたいと思えます。

下記のところですが、1点目が条例施行規則の改正ということで、規則改正の概要を簡単に書かせていただいております。先ほどご説明した規則の改正の概要資料、こちらを依頼文に添付をさせていただきたいと思えます。

以上が規則改正についてですね。

裏側に行きまして、二つ目ですが、ハンドブックの取組事例のご紹介ということで、ご紹介いただきたい施設の取組事例としては別紙をつけさせていただいております。これもちょっと多くは反復するので、詳しくはご説明ちょっと割愛させていただきますが、一般便房に分散している例ですとか、車椅子トイレとは別に男女共用トイレを設けている例とか、あと情報発信というところで事前に調べられるようにウェブで分かりやすく発信していたりですとかという例、その他、ユニバーサルデザインの観点で推奨される例ということで、知的・発達障害の方とか、やはり感覚過敏というところで、音ですとか光とかを敏感に感じるというような方々もいらっしゃいますので、そういう方々に配慮したような事例というの、もしあれば載せたいと考えております。

ほかにもユニバーサルデザインというところで、いろいろあるんですけれども、清掃がしやすいとかいうところで管理される方のご負担というのが少ないというところの事例も、やはり述べていく必要はあるのかなと。

あと行列解消というところで、女性トイレなどではよく行列ができるかと思えますが、そこら辺をうまく解消するような仕組み。車椅子トイレでも結構、先ほど申し上げたような、長く、長時間使われる方などいた場合に外で待っている人がいたら、それをお知らせするとかいう事例もなかなかちょっと見つけるのに苦労していて、その辺も、もしおすすめるような事例があれば、ぜひお願いしたいと思えます。

あと災害時、停電時、断水時などにおいても使えるような資料になっているといったものもユニバーサルデザインという観点では、ぜひ入れたいと思えます。

8番の適正に利用いただくためのご案内というところも、いろいろなメッセージが考えられると思えますが、こういうメッセージを発信して、うちは大分利用の適正が図られているという事例があれば、この辺りも非常に我々としては集めるのに苦労しているところがございます。

先ほどの依頼文に戻らせていただきまして、提供方法としましては別添えの施設調査シートというのがございます。こちら本日の資料には記載事例もちょっと入れております。施設名ですとか、記入されたご担当者の方、それから施設種別についてはプルダウンで選んでいただきまして、トイレ整備の基本的な考え方、それからトイレの機能分散の状況、それからソフト面の表示ですとか、案内の工夫というものをしているところの

要素を、ちょっと記載例なのでがつつり書いていますが、簡単で結構ですので入れていただいて、もし可能であれば、そのフロアのレイアウトとトイレのレイアウトですとか、それぞれの設備の状況が分かるような写真というのを添付いただくと非常にありがたいなと思っております。

こちらの施設調査シートの様式を、正式な依頼文と一緒にメールでお送りさせていただきますので、こちらに分かる範囲で記載をいただいて返送をお願いできると大変助かります。

ちょっと詳細について不明な点がある場合は追加でヒアリングですとか、はたまたちょっとお時間を取らせてしまって非常に申し訳ないんですが、現地調査などちょっとご相談させていただく場合もありますので、そういったときにご連絡させていただく方の連絡先などについても教えていただくと助かります。

提出期限については、ちょっと今のところ案文なので入れてはございませんけれども、短い時間の中でハンドブックを作らなければいけないという状況、勝手な都合がございしますが、もし可能であれば12月10日の金曜日ぐらいまでにご推薦いただくと大変ありがたいなと考えております。

こちらのハンドブックの作成に関しましては、私ども委託をしておりますので、この調査を受託しているのが社会システム株式会社になりますので、ご連絡をいただく際は社会システムさんのご担当までメールを送っていただくような形でお願いできればと思います。

以上、ちょっと駆け足になりまして申し訳ございませんけれども、資料のご説明については以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

トイレを真に利用が必要な人が使えるようにするため、一つのトイレへの機能集中から複数のトイレに機能分散をしていき、個別機能をピクトグラムで分かりやすく表示することで、トイレ全体でユニバーサルデザインを推進していこうということでございましたが、それに当たって、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行ったほか、当事者様の声や好事例を盛り込んだハンドブックを作成するという内容でございました。

それでは委員の皆様、いかがでございましょうか。トイレのバリアフリー、ユニバーサルデザインに関することでもございましたら、何でも結構でございます。ただいま業界でトイレに関する困り事、またお客様からいただくお褒めの言葉や苦情でも結構でございます。トイレに関するハード、ソフト両面の好事例をご紹介いただいても結構でございます。ハンドブックへの要望でも結構でございます。どなたかご発言いただけますでしょうか。

アビリティーズ・ケアネットの中村様、ご意見を頂戴できればと思いますが、よろしくお願いたします。

○中村委員 アビリティーズ・ケアネットの中村と申します。このトイレのハンドブック

の取組事例についてなんですけれども、この取組事例、好事例というのは設計標準に該当しないものでもよろしいのでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

そうですね。設計標準で紹介されているような事例ということだけではなくて、ソフト面の情報発信ですとか、お客様へ案内を工夫されていたりとか、その利用者の方の困り事が解消するような事例ということで、幅広く集めたいと思っておりますので、やはりこういうトイレというのはもっと広げたほうがいいんじゃないかということで施設の方々が思っているものというの、我々も非常に知りたいなと思っておりますし。利用者の方々のフィードバックで非常に評判がいいとかいう辺りも、もしあれば、それも添えていただくと我々としては非常に参考になるなと思っておりますので、決して機能分散しているからいいということでもないと思っておりますし、いろいろな事例が我々知らないだけでたくさんあると思っておりますので、幅広くご推薦いただけるとありがたいなと考えております。

○中村委員 ありがとうございます。

私どもでも特に車椅子の利用者がやはり多いものですから、それに合わせた車椅子用のトイレを推奨したりしているんですけども、実際、今、設計標準にあるような2メートル以上というのは、ほぼ必要ないと思うんですね。もっと小さくてもレイアウト次第では、大型の電動車椅子でも使用できるようなトイレというのはあると思っておりますので、そういうところもご紹介できると思っておりますし。

またその、これを広めるということでは、大きくなり過ぎればなり過ぎるほど整備しづらくなりますし、さらにこれからの建物だけではなくて、既存の建物の改修ということを見ると、もっと簡易に使用できるようなものを広げていったほうが現実的ではないかなというふうに思いますので、ぜひその点もご検討いただきたいと思います。

以上です。

○前川会長 田中課長、何かございましょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 ご意見ありがとうございます。

まさしくご指摘のとおり、我々も既設のところで多く参考になる事例ということで、やはりバリアフリー法の設計標準自体は、対象が2,000平米以上の大規模なところで新設、改修などの建築行為がある場合の基準ということになりますので、今、都内で整備されている多くのトイレについて、やはり大型ベッドを設けるとか、車椅子トイレ以外の男女共用トイレを設けるといふとスペースの問題がすごくあると思っておりますので、そういうスペースですとかコストを抑えながら、こういうふうな改修をしたというところで、できるだけそういう既設の建物で参考になる事例のほうが、むしろありがたいなと考えております。

○前川会長 ありがとうございます。中村様、よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかの方にお話を伺ってまいりたいと存じますが、ほかの方いらっしゃい

ますでしょうか。少々お待ちください。

日本労働組合総連合会東京都連合会の真島様、いかがでございましょう。

○真島委員 皆さん、こんにちは。今回この会議があるということで、少し車椅子利用の方と介助者の方にご意見をいただいてきたんですけれども、それについて発言させていただきたいと思います。

まず初めに、結局、東京都はこのだれでもトイレの表示は削除するということでしたので、今後になりますけれども、これからやっぱり変えるとなると混乱を生じないように周知の徹底をお願いしたいというふうに思います。

その上で、まずだれでもトイレについて健常者と言われている方が使うことを拒否はできないんですけれども、車椅子でなければ利用できない者からすると、待たされるのが当たり前ということは、何とかはしてほしいというご意見でした。

それから、トイレの表示なんですけれども、一般的に青は男性、赤は女性、緑はバリアフリーとかとなっていることが多いようなんですけれども、この方はパートナーが車椅子のために介助が必要な場合、ヘルパーは同性がやるようになっていますけれども、家族が介助する場合は異性の方がトイレに入るのには恥ずかしいとおっしゃっていました。ですので、緑のスペースは残してほしいということのご意見もいただいたところです。

そこでお聞きしたいんですけれども、今後、表示の色については、どんなふうを考えていくのかをお聞かせいただければなというふうに思います。

以上でございまして。ありがとうございます。

○前川会長 真島様、ご質問ありがとうございます。事務局のほうで、いかがでございましょう。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。ご意見ありがとうございます。

そうですね。だれでもトイレの言葉も削除するということで、最低限の対応としましては、現状だれでもトイレと書いてあるところを簡単にマスキングしていただくとかという対応になるかなと思いますけれども、今、都立施設ですとか区市町村の施設についても周知を進めているところですので、そういったところのやり方とかもある程度、見えてくればもうちょっと明確な周知ができるかなとも考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

それから、車椅子の方が待たされるので何とかしてほしいというご意見については、まさしく切実なものでして、できるだけほかのトイレでも使える方は、そちらを使っていただくという形でうまくアナウンスが、どういうふうに効果的にできるかなというところでございます。

ただ、車椅子の方だけの設備でもありませんので、基本ピクトグラムで表示している機能、設備が入っているトイレにつきましては、そういう方々も使う想定にはなっておりません。ちょっと数が足りないというような問題とかも合わせて考えていかなければ

ばいけないんですけれども、その場合は近隣のトイレをすぐ案内するとか、そういう事例をハンドブックに載せて、それを多くの施設でやっていただくことで、利用される方の困り事というところがちょっと解消につながるようになればいいなと考えております。

それから、ピクトグラム表示の色についてですね。ここについては、特に条例の中で何色でなければいけないというところまで決めておりませんし、国のほうでも決めておりません。ピクトグラムの記号については、J I Sが定めた案内図記号ということで原則は統一していくのかなと考えておりますけれども、その中でも色までは決まっていな
いかと思います。ちょっと色というところだと、今度、色弱者の方に対するカラーユニバーサルデザインという観点もまた必要になってくるかもしれませんので、ここもルールというよりは、こういう色にするとすごく皆さんが分かりやすいんじゃないかといった意見もしあれば、ぜひお聞きしたいなと考えております。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。真島様、よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかの方、ご意見、ご質問はございましょうか。なければ、若干、事業者の方からもちょっとご意見かご質問を頂戴できればと思いますので、鉄道事業者のJ R東日本、もしくは民鉄協のご出席委員の方、いかがでございましょうか。ございませんか。少々お待ちください。

J R東日本の浅川様、ご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょう。

○浅川委員 J R東日本の浅川でございます。

弊社においては、今回の施行規則の改正に伴う対応については、今回の会議の内容をもって社内のほうに持ち帰って検討させていただくということで、現時点で明確な方向性についてはお示しできないところではないんですけれども、現時点での状況はそのような状況でございます。

以上でございます。

○前川会長 浅川様、ありがとうございます。それでは、次、物販関係で、日本百貨店協会、もしくは、チェーンストア協会様、いかがでございましょうか。

日本百貨店協会の高橋様、ご意見をいただければと思いますが、よろしく願います。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。日本百貨店協会、高橋でございます。

本日のお話を伺いまして、まずは内部で検討させていただきたいと思いましたが、教えていただきたいのですが、このハンドブックは、誰に対して出すものなのかを教えてくださいませんか。

○前川会長 高橋様、ありがとうございます。それでは、田中課長。

○田中福祉のまちづくり担当課長 ご質問、ありがとうございます。

このハンドブックの中では、やはりトイレを利用しやすくするためにハードだけでなくソフトの取組事例もご紹介したいと思っておりますので、そういう情報発信とか、

お客様への案内の工夫とかといったところについては、かなりソフトの部分が多いので、設計や整備をさせる方だけでなく、実際、各店舗で管理をされている方とかでもご参考になるような形にしたいと思っております。

ちょっと大きさも今現状検討しているのは、A4とかだと結構かさばるので、もうちょっと小さくて持ち運びができるような形にはしたいと思っておりますので。施設の整備をされる方だけじゃなくて、管理される方にも幅広く参考にしていただきたいなと思っております。事業者の方々につきましては、こちらの協議会の委員の皆様を通じて、またその周知の仕方などは出来上がりましたらご相談をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○前川会長 ありがとうございます。高橋様、よろしゅうございましょうか。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

○前川会長 それでは、もう一つ、スポーツ・娯楽の分野でも様々な方に楽しんでいただくということで、スポーツのほうはオリパラで大分動きがございましたので、映画・観劇、こちらのほうでは興行生活衛生同業組合様、いかがでございましょう。

○野口委員 はい、東京都の興行生活同業組合、野口と申します。

今回、これを受けまして、ちょっと映画館というのは異質な形で、トイレの数が非常に多くて既に整備されたものもあるので、どう改修していくかということが恐らくこれからの課題になると思いますので、今回のこの提案なりを受けた上で各興行会社に周知した上で、どのように対応していくのかということを考えなければいけないと思います。また、追ってそれに関してはご報告をさせていただければと思います。

以上です。

○前川会長 野口様、ありがとうございます。皆様、少々お待ちください。田中課長、ご発言をお願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい、事務局の田中です。野口様、ご意見をありがとうございます。

映画館は非常にトイレが多いというところで、そこでどういうふうに進めるかというところで考えなきゃいけないなと思いましたがけれども、まだ今の段階でこういう整備をしてくださいとかということが決まっているわけではなくて、条例規則では、ちょっと繰り返しになりまして申し訳ございませんが、だれでもトイレという言葉を使わないよということしか決まっておられません。

どういうトイレがいいのか、いろいろとスペース、コストも限られる中で、既存の施設のトイレでどうすれば利用者の方々の困り事に対して対応できるのかということころは、我々も全然答えが現時点で見つかったものではございませんので。あくまでも本日、皆様方をお願いしたいのは、そういういい事例というもののご紹介ということでございますので、会員の映画館などの施設でいい事例というか、こういう事例がやっぱり展開するのに現実的ではないかとかということがあれば、そちらを事例として挙げていた

できればという趣旨でございますので。

あまり今日のご説明でこういう整備を進めてくださいということを行行政としてアナウンスしている場ではなくて、あくまでもその事例をご紹介いただいて、幅広い事例の中から皆様にご紹介する事例を選定していきたいという趣旨でございますので、すみません、なかなか誤解を招くような表現をしていけば申し訳ございませんけれども、ご協力をお願いできればと思います。

○前川会長 はい、事務局、ありがとうございます。皆様におかれましては、事務局から今ご説明がございましたけれども、事務局の意のあるところをくんでいただきまして、こういったアンケートと申しますか、そういったものにお答えいただければというふうに思っております。

最後に、私のほうからも若干お話をさせていただきます。今、トイレにつきましては、先般問題になりましたけれども、渋谷のはるのおがわコミュニティパークというところで、外から見える透明なトイレというものが設けられました。というのも、トイレは注目を浴びているテーマでもございます。

そういった中で、今日話題になりました共生社会におけるトイレの在り方については、ぜひとも建築設計の業界においても大きなテーマでございまして、今般のハンドブックの策定に関しましても、私ども東京都建築士事務所協会のほうから委員を一人派遣させていただきまして、このハンドブックの作成に参画させていただくというようなことで、やはり興味を持たせていただいているところでございます。

必要なときに、必要な方が使えるバリアフリーのトイレの在り方、その設計のときにおきまして、誰でも使えるトイレの配置の位置であるとか、その設備であるとか、また室内の配置等様々な工夫を設計の段階で施していくということに努力してまいりたいと思っておりますが、今後、社会が静粛しておりますので、新たな建物というよりは、従来からあった建物をいかにして改修して使っていくかということがテーマになってまいりますので、このトイレの問題につきましても、誰でも必要なときに使えるトイレをどのように設けていくかということについて、設計の業界からも補充させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお申し上げます。

以上でございますけれども、事務局のほうでは、各委員の先生からお話いただきました内容について参考にしながら、各事業を進めていただきたいと思いますと思っております。事務局から総括的なお話をいただければと思いますが。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい、事務局の田中です。

本日は貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございます。ハンドブックの策定をこれから年度末に向けて進めていきますけれども、事例を今回ぜひご紹介いただいて、できるだけ多くの事例を集めて、分かりやすいメッセージとして広げていければと考えております。また、今後の福祉のまちづくり施策というところでも、皆様方のご意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○前川会長 それでは、続きまして、（３）その他について、事務局からご説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい、事務局の田中でございます。

それでは、資料３から９にかけてですけれども、そのほかの都の取組ということで説明をさせていただきます。

まず、資料３－１をご覧くださいと思います。東京都の「心のバリアフリー」サポート企業連携事業についてということでございます。

「心のバリアフリー」という言葉が最近ようやく広がってきているのかなという気がしておりますけれども、一応東京都として考えている「心のバリアフリー」の定義を紹介させていただきますと、誰もが円滑に移動して、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けるということを「心のバリアフリー」というふうに捉えております。

できるだけ社会とか環境のバリアを心の面でも取り払っていくことによって、より多くの方が参加しやすいチームというのができていくというところで、こちらの「心のバリアフリー」という言葉を今大体都民の方で認知度が３割程度でございますけれども、こちらは２０３０年に７５％に引き上げるということを、「未来の東京」戦略という都全体の計画の中で定めさせていただいております。

その一環としましてこちらの事業も進めております。こちらの「心のバリアフリー」に主体的に取り組んでいただいている企業の皆様を登録いたしまして、都のホームページで取組内容を公表させていただくということを進めております。

登録の要件についてですが、必須事業としましては、従業員の方の「心のバリアフリー」を推進するための取組ということで社内での研修などを行っていただくということが必須の要件になっております。

そのほかに任意の事業ということで、都民、企業の方々からするとその顧客の方々、利用者の方々に対する「心のバリアフリー」を進めるための取組ということで、ポスターを企業独自で作成して掲示したりとかということが該当します。それから、行政、都及び区市町村などが主催するイベントですとか、講演会とかでその取組に協力するといったことなどを任意の要件とさせていただいております。

こちらは、より進んだ取組をしていただいた場合には好事例企業という形で、サポート企業とそれにプラスしてよりよい事例を行っていただいているところで好事例企業という登録の仕方をさせていただいております。その好事例企業につきましては、具体的な取組、社内の研修でこういうことをやっているとか、こういうイベントをやっただけのお客さんの方に周知したとか、そういった内容を公表させていただいております。

ほかにも、東京都が主催するイベントなどで好事例企業の方々に実際にお越しいたごたりとか、オンラインなどで取組をご報告いただいたりとか、あとはパネルを作成し

て、そのパネルを都庁で展示したりというようなことをやってございます。

これまでの実績につきましては、平成30年度から開始をしております。平成30年度から令和元年度込みで、令和2年度はちょっとコロナの影響で見送っておりますけれども、2年間で合わせてサポート企業は265社で、さらに上乘せの取組をしていただいている好事例企業、こちらが21社登録をさせていただいているところでございます。

本日、ご説明させていただいているのは、現在サポート企業のほうを募集しておりますので、資料3-2にその募集のパンフレットをつけさせていただいております。

こちらの2ページ目になりますかね。下側に応募期間とございまして、サポート企業の応募期間については、来年2月の末までとなっております。ちょっと好事例企業の応募期間は11月末までなんですけれども、サポート企業については2月の末までとなっておりますので、こちらはもし該当されるような取組をされている場合は、ぜひとも応募のほうをお願いしたいなということでございます。

一応、どういう取組をやっているかというところは、先ほどの要件を満たしていればということになりますが、じゃあ具体的にはということをご紹介しますと、資料3-3が平成30年度、資料3-4が令和元年度なんですけれども、好事例企業で実際こういう取組をやっていますということで、現在ご紹介させていただいている内容を記載させていただいております。

ちょっと時間の都合もありますので、詳しくはご説明しませんが、それぞれの業界で大体1企業以上は登録をさせていただいている状況かなと思っておりますので、それぞれ各業界の既に好事例企業になっているところの取組をご参考いただいて、こういう取組だったらやっている会社があるよということであれば、ぜひ登録をお願いしたいなと思っております。

好事例企業は、取組内容までご説明させていただいておりますが、資料3-5がサポート企業のほうに登録した企業の一覧で、業界別で載せさせていただいております。こちらでもご参考させていただいて、サポート企業になっていただいているところは、好事例企業のほうにもぜひステップアップをしていただきたいなと考えておりますので、こちらをご参考いただければと思います。

サポート企業については以上です。

続きまして、資料4でございます。

駐車場の3.5メートル以上の広い区画についてですけれども、こちらはバリアフリー法、福祉のまちづくり条例整備基準がございまして、新設・改修の際には整備を進めていただいておりますけれども、こちらやはりトイレの話とも通じますし、バリアフリー法改正とも通じますけれども、適正利用というところが大きなテーマになってございます。

やはり、この3.5メートルのところというのは、車椅子の方はドアを全開にしないと乗り降りができないということで使われていらっしゃる方が多いかと思いますが、幅

広く高齢者の方ですとか、障害者の方がこう幅広くいろいろな方が使われるというような状況もあるかと思えますけれども。やはり本来は全開で乗降しないと、ここに停めないと乗り降りができないという方ですとか、長い距離を歩くことができない方のために設けているものがございますので、その設置の趣旨というところを踏まえて、ご利用者の方に案内をいただくということが必要かと思えますので、都としましても、1都3県でキャンペーンを毎年行っております。先日ご案内、ご協力をお願いさせていただきましたけれども、ポスターですとか、パンフレット、こちらもお配りさせていただいて、そちらはポスターを店頭に掲示していただいたりですとか、ご協力を引き続きお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、資料5-1が「とうきょうユニバーサルデザインナビ」についてでございます。

こちらは、東京都福祉保健財団のホームページの中にこのUDナビというのを設けまして、そこに高齢者・障害者を含めた全ての方が外出前に情報を入手できるようにということでポータルサイトを設けております。

実際、こちらの画面イメージがあるかと思えますけれども、鉄道駅ですとか、区市町村ですとか、「泊まる」ホテルですとか、「買う」で百貨店とかスーパーなど、「食べる」というところで飲食店など、様々な施設についてバリアフリー設備がどの程度整備されているかということが整理されているサイトになります。

それぞれの施設のページで基本的なバリアフリー情報が分かりまして、さらに詳細をお知りになりたいときは、その各事業者さんで公表いただいているバリアフリーのページですとか、該当するところにリンクを貼っているもので、利用される方からすると、基本的なところはこのページで分かり、さらに詳細については各企業さん、各店舗さんの適切なページに案内するというところで、そういう機能を持っております。

あと、例えば、何々区とか、スーパーとか、飲食店とかを入れると、その検索でもって、例えば、大型ベッドがある飲食店とか、そういうものも検索できるようなページになっております。

こちらは、できるだけ多くの方々に使っていただきたいと考えておりまして、いろいろと今周知を進めているところです。ただ、まだまだ当然多くの方々にさらに知っていただく必要がありますので、いろいろと周知を呼びかけているんですが、いかんせんやはり施設の情報というところが、いろいろと載っていないと使いやすいサイトにはなりませんので。

基本、こちらのサイトは、事業者さんが何かしらの発信をしていないと、適切な案内ができないというところがありますので、さっきのトイレの情報ですとか、エレベーターの情報、それから3.5メートルの駐車場の情報、こういったものも各企業さん、各店舗さんで発信をいただくと、そこにこちらのUDナビを介してご案内することができますので。事業者さんが発信していない情報は、こちらで発信ができませんので、ぜひ

とも事業者の皆さんに元の情報を発信していただいて、UDナビを利用した方が少しでも多くの情報を取れるようにということで、ご協力をお願いできればと思います。

情報の発信の仕方などのご相談がある場合は、気軽に福祉保健財団のほうにご相談をしていただければと思います。パンフレット、資料5-2のところに福祉保健財団とありまして、4ページ目の下にお問合せ先、連絡先がございますので、何でもご相談は結構ですので、こちらにご連絡をぜひお願いできればと思っております。

UDナビについては以上でございます。

それから、情報バリアフリーに関しまして、都と国の取組についてご紹介させていただきます。資料6が都の取組なんですが、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業ということでございます。昨年度のこの協議会では、ICTによる聴覚障害者コミュニケーション事業という言い方をしていましたけれども、こちらは名称変更をしまして、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業という名前に変更しております。

今年の11月から都庁の本庁舎、それから都の事業所において始めております。スマホを活用する形になるんですけども、後ろにありますように、左側が遠隔手話通訳、右側が電話代理支援ということで、二つのサービスを提供しております。

これまで、手話通訳が必要な場合というのは、手話通訳者の方を利用者の方が契約したりして、同行するということが一般的でございましたけれども、今回の取組によって、聴覚障害者の方が都庁においていただいたときに電話でお問合せができたとか、あとは、都庁までご来庁いただいた際に手話通訳者が同行しなくても、スマホを通じてこの遠隔手話の利用サービスを今利用できるようになったというところでございます。

後ほどご説明します電話リレーサービスとは異なって、番号の付与とか、折り返しですとか、緊急通報というのはいけませんけど、事前の登録というのが不要になっていますので、都庁とか各事業所の開庁日、月曜日から金曜日の9時から18時までご利用いただけるような形にしております。

スマホをお持ちでない方も来庁されますので、そのような方々に対しては、遠隔手話通訳とつながるタブレットの貸出しというところも引き続き実施をしているところでございます。

続きまして、資料7、電話リレーサービス、こちらも国の総務省の取組でございますけれども、ご紹介させていただきます。

今年の7月に公共インフラとして整備をされました。聞こえる人と聞こえない人が電話でつながることができるようになったというのが最大の効果であるかと思っております。聴覚ですとか、発語などに困難がある人、聞こえる人と困難がある人というのを通訳オペレーターが結びまして、手話ですとか、文字と音声とを通訳することによって、24時間365日電話で双方向がつながるようなサービスになっております。

こちらは、事前登録制ということですので、登録をされると電話リレーサービス専用

の電話番号というのが付与されます。この電話番号を介して、折り返して電話をすることも可能ということです。あと、緊急通報ということでも、110番、119番、118番などにかけるときも利用できるようになっております。

あとは、障害などをお持ちの従業員の方がいらっしゃる企業の皆様にも、その従業員の方の利用を目的ということで、法人が登録を行うということも可能なようです。こちらは、国のサービスということですが、ご紹介をさせていただきました。

それでは、関連する事業の取組のご紹介については以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。本日の議事並びにお配りしている資料の説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の議題についてのご意見やご質問がありましたら、挙手をしていただき、ご発言いただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 すみません、補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○前川会長 はい、事務局が補足があるようですので、よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 申し訳ございません。事務局の田中です。ちょっと1点漏れましたので、補足をさせていただければと思います。

「心のバリアフリー」サポート企業連携事業についてですが、こちらは非常に申し上げたとおり、募集を多くのところにかけていただいているんですが、なかなかちょっと登録が進まないというような状況もございまして、もし可能でしたら各業界団体の会議、定例会などでお声がけをいただければ、こちらから伺って、会員の企業の方々に直接ご説明をさせていただくこともさせていただきたいと考えておりますので、そちらもちょっと併せてご検討をお願いできればと思います。

補足は以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。直接ご説明をさせていただきたいという要請でございまして、業界団体の皆様におかれましては、そういった機会がございましたらよろしく願いいたします。

それでは、先ほどお尋ねいたしました、質疑がないようでございますので、これで全ての議事というか、質疑等を終了させていただきます。

本日はありがとうございます。あとは、事務局のほう、よろしく願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 本日は、長い間貴重なお時間をいただきまして、また貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日はいただいたご意見につきましては、今後の都の福祉のバリアフリー施策に生かさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

事務局は以上でございます。

○前川会長 それでは、以上をもちまして、令和3年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会といたします。本日は、お忙しい中、皆様、ウェブでのご参加を

いただきましてありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 3 時 0 4 分 閉会)